

社会福祉法人高城同志会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 高城同志会 の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、無報酬とする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、無報酬とする。

(役員及び評議員の実費弁償等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により日当及び交通費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により日当及び交通費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により日当及び交通費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、別表1の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人高城同志会 旅費規程に準ずる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

別表 1

名 称	日 当	交通費	備 考
理 事 長 (日額)	8 0 0 0 円	2 0 0 0 円	
理 事 及 び 評 議 員 (日額)	8 0 0 0 円	2 0 0 0 円	
監 事 (日額)	8 0 0 0 円	2 0 0 0 円	